

anidocクラブ有料会員向け いぬとねこの保険規約

この保険は、家庭で飼育されているペットの飼い主を被保険者とし、ペットが傷病を被ったことにより、動物病院等に通院して獣医師の治療を受けた場合に、被保険者が負担した治療費用を約款にもとづいて弊社が被保険者に保険金としてお支払いするものです。

この保険は、保険契約者をアニドック株式会社、引受保険会社をガーデン少額短期保険株式会社とする、いぬとねこの保険の商品付帯契約です。被保険者の保険料負担はありません。

下記保障内容については概要を説明したものです。詳しくはご契約後にお送りする「ペット通院保険普通保険約款・特約」をご確認ください。なお、ご不明な点があれば裏面お問い合わせ先までご連絡ください。

支払事由および保険金額

保険金の種類	お支払事由	お支払金額
通院保険金	動物病院等に通院し、獣医師の治療を受けたとき	対象となる通院治療費用に70%を乗じた額
入院保険金	動物病院等に入院し、獣医師の治療を受けたとき	対象となる入院費用に70%を乗じた額
手術保険金	動物病院等で獣医師による手術を受けたとき	対象となる手術費用に70%を乗じた額

●お支払い金額は、保険金の種類3種合計で70万円が年間保障限度額となります。日数・回数による限度はございません。

保障の対象とならない事由（抜粋）

<p>●予防のためのワクチン接種、マイクロチップの装着 ●ペットの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産及び人工流産、不妊手術、去勢 ●爪切り（狼爪の除去を含みます）、乳歯及び歯牙に関する処置、歯石取り、断耳、断尾、美容整形手術、声帯の除去、停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、チェリーアイ、気管虚脱、不正咬合、肛門腺しぼり ●健康体に施された傷病予防のための投薬・注射・外科的手術その他の医療、検査処置及びそれらの処置 ●健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査（健康体を想定して行われた検査を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査は含みません） ●入院中の食餌に該当しない食物または療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの（健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等） ●中国医学（鍼・灸を除きます）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等の代替医療または減感作療法 ●トリミング、トリミング用品、シャンプー、薬用シャンプーまたは医薬品シャンプーまたはイヤークリーナー、ノミ・ダニの駆除または発生予防装置またはその薬品（動物病院内で治療時における処置に用いられるものを除きます） ●夜間・早朝等時間外診療（加算部分）、往診（加算部分）、予防目的のための初診または再診 ●ペットホテルまたは同様の施設での預かり・散歩 ●動物病院等へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達またはこれらと同種のもの ●保険金請求のための文書作成、郵便・電話等による通信 ●カウンセリング、相談または指導 ●安楽死、遺体処置または解剖検査 ●次に掲げる役割に従事させることにより生じたもの ①公式、非公式を問わず、競技（競技としての闘争行為を含みます）、曲技、演技またはそれらのための訓練 ②狩猟または公的機関の捜査・救助等の補助またはそのための訓練 ●医療行為の補助者やトリマー等を要請する施設における教材 ●次に掲げる疾病及びこれらに起因する疾病（ただし、これらの発症日がその予防措置の有効期間内である場合、及び獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかつたと認められる場合は除く） ①パルボウイルス感染症 ②ジステンパー感染症 ③犬パラインフルエンザ感染症 ④犬伝染性肝炎 ⑤伝染性咽頭気管支炎（アデノウイルス2型感染症） ⑥コロナウイルス感染症 ⑦レプトスピラ感染症黄疽型 ⑧レプトスピラ感染症カニコラ型 ⑨フィラリア感染症 ⑩狂犬病 ⑪犬ノミ・ダニ感染症 ⑫猫汎白血球減少症 ⑬猫カリシウィルス感染症 ⑭猫ウィルス性鼻気管炎（FVR） ⑮猫白血病ウイルス感染症 ⑯猫免疫不全ウイルス感染症 ⑰猫ノミ・ダニ感染症 ●責任開始日より前に発症した遺伝子疾患及び先天性異常（遺伝子疾患及び先天性異常を原因とする身体障害に対する治療。ただしこの保険契約の保険期間中に獣医師により初めて発見された遺伝子疾患及び先天性異常の場合は、この保険期間に限り、弊社は保険金を支払います）</p>

<p>●責任開始日より前にペットの傷病が生じている場合 ●不法取得目的によるものとして、ご契約が無効とされた場合 ●詐欺・脅迫によるものとして、ご契約が取消された場合 ●保険金を支払わせることを目的として支払事由を発生させ、または生じさせようとした等、ご契約を継続することを困難とする重大な事由が発生し、ご契約が解除された場合 ●告知義務違反によって、ご契約が解除された場合 ●次の事由により生じた疾病・傷害の場合 ①被保険者の故意、重大な過失 ②被保険者の脳疾患・精神障害または心神喪失に起因する事故 ③動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の法令に反する不適切な飼育により生じたペットの傷病 ④地震、噴火、または津波、戦争、外国の武力行使、革命等</p>
--

●特定傷病を除外することにより契約締結が可能となる保険契約については、「特定傷病除外特約」により別途指定した事由も保障の対象外となります。

告知義務

① 告知義務について
保険制度は、多くの人々が保険料を出し合って、相互に扶助する制度です。したがって、公平性を保つために、お客様には、弊社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確に告知いただく義務がございます。正しく告知されなかった場合には、保険金をお支払いできなかつたり、ご契約が解除となることがありますので、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。また、不正な手段を使って保険制度を悪用する行為は、法律で罰せられることがあります。

② 告知受領権について
告知受領権は弊社が有しています。弊社の募集代理店には告知受領権がなく、口頭でお話されても告知いただいたことにはなりませんのでご注意ください。

③ お申込内容の確認について
告知書の内容だけでは引受けの可否判断ができない場合、保障の対象となるペットについて健康診断書をご提出いただくことがあります。

④ 傷病歴があるペットでも引受け可能な場合について
弊社では、公平性を保つため、保障の対象となるペットの健康状態、すなわち保険金の支払が発生するリスクに応じた引受けを行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特定の傷病を除外することを条件にお引受けすることがあります。

通知義務

被保険者様は次のいずれかが発生した場合、事由発生後速やかに弊社までご連絡ください。ご連絡のない場合は、支払事由が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。

①ペットが死亡した場合 ②住所を変更した場合 ③ペットを譲渡した場合 ④他社の保険契約を契約または変更する場合

責任開始日・待機期間について

弊社が保険契約の申込を承諾した日を責任開始日といいます。初年度契約の責任開始日を初日として、その日から30日間を疾病の待機期間とします。ただし疾病がガンの場合は待機期間を60日とします。支払事由が生じた時がその期間中である場合、弊社は保険金をお支払いいたしません。

ケガ	責任開始日から保障を開始します	
疾病(ガンを除く)	責任開始日含む30日間の待機期間	31日目から保障を開始します
ガン	責任開始日含む60日間の待機期間	61日目から保障を開始します

責任開始日

31日目

61日目

重複契約について

保険金支払いの対象になる診療費等に係る保障が重複する他のペット保険契約（共済を含みます）がある場合には、他の保険契約がないものとして計算した支払い責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額を越えるときは、弊社は次に定める額を保険金としてお支払いします。

① **他の保険契約から保険金が支払われていない場合**
この保険契約の支払責任額

② **他の保険契約から保険金が支払われた場合**
被保険者が負担した診療費等の額から、他の保険契約によって支払われた保険金の合計額を差し引いた金額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

個人情報のお取り扱いについて

お客様の個人情報につき、保険契約申込書兼告知書裏面もしくは弊社ホームページ(*)記載の通りとさせていただきます。

(*) <http://www.gardenssi.com/site/privacy.php>

<保障に関するお問い合わせ先>

[引受保険会社] ガーデン少額短期保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋2-8-6 住友不動産日比谷ビル2階

TEL : 0120-12-3839 (営業時間 平日10:00～17:00) 土日祝日・年末年始を除く